

物品購入（燃料類の単価契約）
仕様書

中部森林管理局

仕 様 書

1 燃料種別及び購入予定数量及び規格

揮発油（無鉛） 12,000リットル

軽油（課税） 100リットル

日本産業規格

なお、予定数量は見込数量であり、実際の購入数量を保証するものではない。

2 納入場所及び給油予定車両

(1) 納入場所は、下記4の給油カードを使用することができるすべての給油所の店頭とする。（長野県外の給油所も対象）

(2) 給油予定車両は、別紙2「車両一覧表」及び業務上使用するレンタカー等とする。

3 給油条件

(1) 受注者は、給油カードの使用により、富山県、長野県、岐阜県及び愛知県内の給油所が確保できること。

(2) 中部森林管理局から半径3km以内に給油所を1箇所以上確保できること。

また、確保した給油所が廃止される場合には、概ね半径3km以内に別の給油所を速やかに確保すること。

(3) セルフ式給油所での納入も可能とするが、必ず給油所スタッフが給油を行うこと。

(4) 上記の全ての給油所において、同一単価であること。

4 給油カードの発行

受注者は発注者に対し、店頭での給油用として、以下の要件を満たす磁気カード又は電子カード（以下、「給油カード」という。）を発行し、契約期間開始までに納品すること。

(1) 直営店のほか、代行給油所（高速道路内の給油所を除く）で利用できること。

(2) 入会金及び年会費等の発行及び利用に係る費用が不要であること。

(3) クレジット機能を有しないこと。

(4) 別紙2「車両一覧表」に記載されている台数分に加えて3枚を発行すること。

(5) 車両の変更又は追加等があった場合及び磁器不良等により給油カードの交

換が必要となった場合は、無償で給油カードの交換、解約又は新規発行ができること。

(6) 給油カードの発行に係る手数料等の費用については受注者の負担とする。

5 納入方法

発注者が店頭で給油を依頼する場合は、給油カードを用いて発注するものとし、受注者は、給油完了後、甲に対し給油伝票（納品書）を発行すること。

6 契約方法

各燃料種の1リットル当たりの契約単価及び調整額を締結し、購入予定数量について売買を行う単価契約である。

契約単価は、給油する各月の前月最終調査日に資源エネルギー庁が公表する給油所小売価格調査の長野県内の該当する燃料種価格（変動）に調整額（固定）を加えた金額とするため、給油月毎に変動する（以下、変動後の単価を「給油単価」という。）。

契約単価及び給油単価の算出方法は、次のとおりとする。ただし、小数点第二位以下の端数があるときは、小数点第二位以下を切捨とする。

(1) 契約単価

a + 調整額

a : 仕様書別紙1に記載の令和7年12月24日（水曜日）に資源エネルギー庁が公表した給油所小売価格調査の長野県内の各燃料種価格（円／ℓ（消費税込））

調整額：入札書に記載した契約単価からaを差し引いた金額

(2) 給油単価

b + 調整額

b : 給油する各月の前月最終調査日に資源エネルギー庁が公表した給油所小売価格調査の長野県内の該当する各燃料種価格（円／ℓ（消費税込））

6 請求代金計算

納入数量の集計は原則月末締めとし、燃料種別毎の集計数量に給油単価を乗じる。請求は、契約条項第8条により行う。

別紙1

明細書

燃料種別	予定購入数量 (ℓ)	令和7年12月24日に資源エネルギー 庁が公表した給油所小売価格調査 の長野県内価格 (消費税込み、円／ℓ)	契約単価		調整額 (消費税込み、円／ ℓ)
			(消費税抜、円／ℓ)	(消費税込み、円／ ℓ)	
揮発油（レギュラー）	12,000	164.5	0.0	0.0	-164.5
軽油（課税）	100	153.6	1.0 〔 軽油引取税32.1円 軽油 〕	-3.2	-156.8

車両一覧表

管理番号	登録番号	メーカー	車名
6	松本300む4333	三菱	デリカD:5
11	長野300る6176	三菱	デリカD:5
31	長野301す1909	トヨタ	カムリ
133	長野580も7303	スズキ	エブリイワゴン
141	松本300ふ9521	スズキ	エスクード
247	長野300る5476	スバル	フォレスター
257	長野301す779	日産	エクストレイル
268	長野301せ6050	日産	エクストレイル
269	長野301せ6075	日産	エクストレイル
277	長野301せ6074	日産	エクストレイル
283	長野301た6646	日産	エクストレイル
293	長野301た6622	日産	エクストレイル
308	長野501も1045	日産	セレナ
計			13台